

松阪市公益通報取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の施行に伴い、市において、法に基づく外部の労働者からの公益通報を適切に処理するために、法及び公益通報者保護法別表第8号の法律を定める政令（平成17年政令第146号）に掲げる法律（これらの法律に基づく命令を含む。（以下「関係法」という。））を所管する部局（以下「所管部局」という。）が取り組むべき基本的事項を定めるものとする。

(通報対象事実の範囲)

第2条 この要綱において公益通報（通報に関連する相談も含む。以下同じ。）とは、事業者について、関係法の規定のうち市の権限に係る事務について違反が生じ、又はまさに生じようとしている事実（以下「通報対象事実」という。）を、公益通報者が不正の目的でなく、かつ、通報内容が真実であると信じる相当の理由をもって通報したものをいう。

(公益通報者の範囲)

第3条 この要綱において、公益通報者とは、通報対象事実に関係する事業者に雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者の取引先の労働者とする。

(通報相談窓口の設置)

第4条 外部からの公益通報に係る市の相談窓口は、総務部総務課とする。

2 労働者から所管部局に公益通報があった場合は、当該所管部局を窓口とする。

(所管部局の職員の責務)

第5条 公益通報の処理に従事する所管部局の職員は、通報に関する秘密を漏らしてはならない。また、自らが関係する通報対象事案の処理に関与してはならない。

(相談窓口での通報の処理)

第6条 相談窓口は、公益通報があったときは、速やかに所管部局に連絡をしなければならない。

2 相談窓口は、通報内容となる事実について、市が権限を有しないことが明らかな時は、公益通報者に対し権限を有する行政機関を教示しなければならない。

(所管部局での通報の受付)

第7条 所管部局は、公益通報があった場合は、通報者の秘密の保持に配慮しつつ、通報者の氏名及び連絡策並びに通報の内容となる事実を把握するとともに、通報者に対し当該通報者の秘密は保持されることを説明しなければならない。

2 所管部局は通報内容となる事実について、権限を有しない時は、通報者に対し権限を有する行政機関を教示しなければならない。

3 所管部局は、通報があった場合、これを法に基づく公益通報として受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨又は情報提供として受け付ける旨を、通報者に対し、通知しなければならない。

(調査の実施)

第8条 所管部局の所属長等幹部職員は、責任者として公益通報の調査を行うものとする。

2 所管部局は、調査に当たって、通報者の秘密を守るために、通報者が特定されないよう十分に配慮しなければならない。

3 所管部局は、適切な法執行の確保、利害関係人の営業の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、必要かつ相当と認められる方法で調査を行うものとする。

4 所管部局は、調査中は調査の進捗状況について、調査後は当該結果について通報者に適宜通知するよう努めなければならない。

(他機関との協力)

第9条 所管部局以外の所属及び職員は、他の所属等公益通報を調査する行政機関から調査等の協力を求められたときは、誠実に協力しなければならない。

2 法に定める通報に関し、権限を有する行政機関が複数ある場合においては、各所属は連携して調査を行い、又は措置をとるなど、相互に緊密に連絡し協力しなければならない。

(調査結果に基づく措置の実施)

第10条 所管部局は、調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、速やかに適切な措置（以下「措置」という。）をとらなければならない。

2 所管部局は措置をとった時、当該措置内容について、適切な法執行の確保、利害関係人の営業の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、遅滞なく通知するよう努めなければならない。

（国、県との連携）

第11条 通報対象事実が法定受託事務等であって、その処理を国、県が定めた方法で行うものについては、これによるものとする。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。